

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

< 100年企業として成長分野に投資進出する >

当社におけるコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、社会の変化に迅速に対応できる経営を行い、効率的かつ、法令、社会倫理規範を遵守し、健全である経営体制を作ることにあります。また、当社グループでは、「Drテンポスとして中小飲食店の5年後の生存率を、45% から90%にする」という目標のもと経営をしております。

そのために現在の中核事業である、リサイクル品の販売を強みとした物販事業から、徐々に「Drサービス」と銘打った飲食店への情報とサービス産業へ脱皮していきます。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

当社は、JASDAQ上場会社として、コーポレートガバナンス・コードの以下の原則、補充原則を除き、各原則を実施しております。

〔補充原則 1 - 2 議決権の電子行使のための環境整備、招集通知の英訳〕

当社は、議決権の電子行使を可能とするための環境作り(議決権電子行使プラットフォームの 利用等)や招集通知の英訳について、現在のところ行っておりません。自社の株主における機関投資家や海外投資家の比率等も踏まえ、来期より招集通知の英訳を実行する予定です。今後の検討課題として必要と判断した場合に対応して参ります。

〔補充原則 3 - 1 英語での情報の開示・提供〕

当社は、英語での情報の開示・提供は現在のところ行っておりません。四半期ごとに開示する日本語版決算発表資料に対応した簡易版ではありますが第二四半期(2021年12月9日開示)から英訳を発表します。自社の株主における海外投資家の比率等も踏まえ、今後の検討課題として必要と判断した場合に対応して参ります。

〔補充原則 4 - 1 最高経営責任者の候補者育成計画の監督〕

当社の取締役会は、最高経営責任者等の候補者育成を重要課題と捉えておりますが、現在のところ明文化した後継者計画は作成しておりません。しかしながら、子会社の取締役や管理職を対象とした「役員研修」を2018年度から毎月行い、将来の当社グループを担う人材の育成に努めております。

〔補充原則 4 - 3 最高経営責任者等の解任〕

当社の取締役会は、最高経営責任者の具体的な解任基準は定めておりませんが、法令や定款に違反した場合や、企業価値を著しく損なう恐れを生じさせた場合など、客観的に解任が相当と考えられる事態が発生した際には、社外取締役及び社外監査役の出席する取締役会において十分に審議の上、解任の適否を判断して参ります。

〔原則 4 - 8 独立社外取締役の有効な活用〕

当社は、今現在独立社外取締役は1名を選任しております。今後につきまして、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与するように役割・責務を果たすために、事業特性等、会社を取り巻く環境等を総合的に勘案し、機関設計の上、少なくとも3分の1以上の独立社外取締役を選任し、2022年7月開催予定の株主総会では決定できるように検討して参ります。

〔補充原則 4 - 8 支配株主からの独立性の確保〕

当社代表取締役森下篤史は、その近親者および近親者等が議決権の過半数を所有する会社を含め、当社発行株式総数の過半数を所有しており支配株主にあたります。

しかしながら、支配株主との取引においては、他の取引と同様に透明性を保ち、少数株主の利益を尊重し、適正な手続きを行っており、コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情はありません。

今後は、取締役会において支配株主からの独立性を有する独立社外取締役を少なくとも3分の1以上選任し、または支配株主と少数株主との利益が相反する重要な取引・行為について審議・検討を行うよう努めます。またそのような場合においては、独立社外取締役を含む独立性を有する者で構成された特別委員会を設置致します。

〔補充原則 4 - 10 指名・報酬に関する委員会の関与・助言〕

当社は監査役会設置会社であり、独立社外監査役が監査役会の過半数に達しております。しかしながら、独立社外取締役が取締役会の過半数に達しておりません。今後につきまして、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与するように役割・責務を果たすために、事業特性等、会社を取り巻く環境等を総合的に勘案し、機関設計の上、少なくとも3分の1以上の独立社外取締役を選任し2022年7月開催予定の株主総会では決定できるようにすることを検討して参るとともに、報酬などの特に重要な事項に関する検討に当たり、委員会の独立社外取締役の適切な関与・助言を得るよう、ジェンダー等の多様性やスキルの観点を含め、各委員会の設置についても検討して参ります。

〔補充原則 4 - 11 取締役会全体のバランス、多様性、規模に関する考え方〕

当社取締役会は、経営戦略に照らして自らが備えるべきスキル等を特定した上で、取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模等を考慮し、各取締役を選任しているが、各取締役の知識・経験・能力等を一覧化したいいわゆるスキル・マトリックスをはじめ、経営環境や事業特性等に応じた適切な形で開示する仕組みは有しておりません。今後は取締役の選任に関する方針・手続と併せて開示する仕組みを

構築すべく、検討を進めて参ります。

なお、独立社外取締役には、他社での経営経験を有する者を含めております。

〔補充原則4 - 11 取締役会全体の実効性の分析・評価〕

当社取締役会は、毎年、各取締役の自己評価なども参考にしつつ、取締役会全体の実効性について分析・評価を行い、その結果の概要を開示するように検討します。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

当社は、意思決定の迅速化、経営責任の明確化、コンプライアンス体制の充実・強化及び適時・適切な情報開示などを通じて、経営の透明性・公共性を高めた経営を行うことが重要であると考えております。

〔基本原則1 株主の権利・平等性の確保〕

株主の権利は平等であり、テンボスホールディングスは、すべての株主に対して、その権利の平等性の確保を行なっております。

また、株主総会における株主の発言を積極的に促し、発言の少ない時には、指名するなどして発言を促しています。また同じ人が何度も発言をするときにはまだ発言していない人を優先するなどの工夫もしており、権利行使に係る適切な環境整備を行っております。会社の業績、株主総会議案、経営方針等は、招集通知にわかりやすく記載すると共に、各種開示資料においてもわかりやすく記載するように努めております。IR活動により、企業価値を発信すると共に、株主様にとって必要な情報、それが当社にとって良い情報であれ悪い情報であれを適時に開示等するよう努めております。また、会社の情報発信の意思決定においては、株主利益を考慮して決定しております。

〔原則1 - 1 株主の権利の確保〕

当社は、株主総会における議決権や発言権などの株主の権利が実質的に確保されように、適切に対応しております。

〔補充原則1 - 1 株主総会議案の反対票の原因分析〕

当社は、経営陣が付議した総会議案につき、株主総会で相当数の反対票があった場合の反対理由や原因の分析を行っております。少数意見の株主の意見にも耳を傾け、必要な場合には対話を行うことにしております。一部の株主の意見が総合的な見地から他の選択肢よりも合理的な場合には、その意見について対応の要否の検討を行うことにしております。

〔補充原則1 - 1 総会議案事項の取締役会への委任〕

当社は、経営判断の機動性・専門性を確保することが望ましいと判断する場合には、株主総会に付議すべき事項の一部を、取締役会に委任するよう株主総会に提案することとしております。その際には、自らの取締役会においてコーポレートガバナンスに関する役割・責務を十分に果たし得るような体制が整っているか否かを考慮に入れております。

〔補充原則1 - 1 少数株主の権利確保〕

当社は、株主の権利の重要性を踏まえ、その権利行使を事実上妨げることのないよう配慮を行っております。とりわけ、少数株主にも認められている上場会社及びその役員に対する特別な権利(違法行為の差止めや代表訴訟提起に係る権利等)については、その権利行使の確保に課題や懸念が生じやすい面があることから、十分に配慮を行うこととしております。

〔原則1 - 2 株主総会における権利行使〕

当社は、株主総会における株主の発言権などの権利行使を確保するのは当然のこととして、株主総会における株主との建設的な対話が出来るように環境整備に努めております。

〔補充原則1 - 2 株主総会での権利行使における適格な情報提供〕

当社は、株主総会において株主が適切な判断を行うことに資すると考えられる情報については、必要に応じ招集通知または適時開示等で適確に提供を行っております。

〔補充原則1 - 2 招集通知の早期発送、発送前のウェブサイト掲載〕

当社は、株主が総会議案の十分な検討期間を確保できるよう、招集通知の早期発送に努め参ります。また、東京証券取引所のウェブサイト(TDnet)や当社のウェブサイトを通じて早期開示に努めて参ります。

〔補充原則1 - 2 株主総会関連の日程の適切な設定〕

当社は、株主との建設的な対話の充実や、そのための正確な情報提供等の観点を考慮し、株主総会開催日をはじめとする株主総会関連の日程の適切な設定を行っております。

〔補充原則1 - 2 実質株主の株主総会への出席に対する対応〕

当社は、信託銀行等の名義で株式を保有する機関投資家等が、株主総会において、信託銀行等に代わって自ら議決権の行使等を行うことをあらかじめ希望する場合には、その対応に応じております。

〔原則1 - 3 資本政策の基本的な方針〕

当社は、さらなる成長のために必要となる投資等の資金調達については、事業活動の中から得られる営業キャッシュ・フローの範囲内で実施することを基本方針とし、必要に応じて、健全な財務体質を維持することを考慮しつつ直接金融および間接金融の活用も検討していく方針です。

また、株主に対する利益配当については、全てのステークホルダーから信頼、満足される企業の実現に努め、財務の健全性および会社の持続的成長に必要な資金を担保した上で、株主への利益還元ならびに株主価値の最大化を図るように努めております。

なお、支配権の変動や大規模な希薄化をもたらす資本政策を行う場合には、既存株主を不当に害することのないよう、取締役会・監査役は当該資本政策について、必要性・合理性を取締役に慎重に審議し、さらに独立役員を中心とした社外取締役や利害関係のない第三者の意見を踏まえて、取締役会にて決定します。また必要に応じて、株主総会に諮り承認を得た上で実行することも検討します。

〔原則1 - 4 政策保有株式〕

当社は、「株主の権利・平等性の確保に関する方針」を策定、実行しており、これに基づき、当社のグループ会社に関する考え方は以下の通りです。

1. 当社のグループ会社に対する出資は、直接または間接的に株式の全てを保有することを原則とし、子会社が独立して事業を営み上場を決められる時期までは可能な限り完全子会社化を目指すこととしています。

当社グループ子会社は小規模ながらグループ力を生かしその中で独自の販売方式、独自の商品開発を行っております。これらの独自性を基

に成長していく過程でその企業の独立性が棄損される恐れのないことが確認され、かつ上場により、より大きく発展できると判断される子会社につきましては上場も一つの視野に入れた方策と考えております。

2. 一方、グループ会社の事業の独自性や、当該事業領域でのブランド力、独自の企業文化、意思決定の迅速性などの観点などから、高い独立性を保持することが合理的と判断し、上場を維持しているグループ会社が1社(株式会社あさくま(以下、「あさくま」))存在します。

(1) 株式会社あさくま … 東京証券取引所市場JASDAQ上場。

当社はあさくまの議決権を50.8%(2021年4月30日現在)保有

(2) 上場子会社を有する意義

当社グループは、飲食店に向けた物販及び飲食店をサポートするDrテンボス事業を行っています。

「あさくま」はレストラン事業を中心とした飲食店を運営する会社であり、Drテンボス事業に必要な飲食店経営のノウハウを有しております。この観点から、同社を保有することは、当社グループ全体の企業価値の最大化に貢献しており、十分なシナジー効果を生んでいると考えます。加えて、同社を上場会社として維持することは、同社社員のモチベーション維持・向上および優秀な人材の採用に資するため、十分な合理性があると考えています。

3. 上場子会社のガバナンス体制の実効性確保に関する方策

当社と上場子会社の一般株主との間に利益相反リスクがあることを踏まえ、「あさくま」の独立した意思決定を担保するため、以下の方策を通じ、実効的なガバナンス体制を構築しています。

(1) 「あさくま」の経営判断の最終意思決定機関は同社取締役会であり、上場会社のガバナンスの基本である「株主の平等性」は確保されています。当社は開示義務等に対応するため、当社の株主総会の議決権行使に関わるもの、当社の適時開示に影響を与えるもの、当社連結財務諸表に重要な影響を与えるものに限定して、「あさくま」に事前報告を求めています。

(2) 「あさくま」は少数株主保護の観点から、一般株主との間で利益相反が生じるおそれのない独立性を有する社外役員5名(社外取締役2名、社外監査役3名)を選任し、選任にあたっては東京証券取引所の独立性に関する判断基準等を参考にしております。なお、「あさくま」の取締役会は4名で構成され、親会社(当社)から派遣している取締役はなく、一般株主との間で利益相反がないよう取締役会の独立性を確保しています。

(3) 「あさくま」は、当社グループの中で飲食店を運営するグループ会社と位置づけられており、当社グループに対して、飲食店経営ノウハウ等を提供していますが、当社グループに属する他の各事業と類似しないため、同社の事業活動に関する経営判断の独立性は確保されています。また、「あさくま」における、当社グループとの取引に関する価格や取引条件の決定については、市場価格等を勘案し、「あさくま」取締役会での決議を経て決定しており、一般株主の権利は保護されていると考えています。

[補充原則1 - 4 政策保有株主からの株式売却等を妨げないこと]

当社は、自社の株式を政策保有株式として保有している会社(政策保有株主)からその株式の売却等の意向が示された場合には、取引の縮減を示唆することなどにより、売却等を妨げることはしません。

[補充原則1 - 4 政策保有株主との間で会社や株主の利益を害するような取引を行わないこと]

当社は、取引の経済合理性を十分に検証しないまま取引を継続するなど、会社や株主共同の利益を害するような取引をしません。

[原則1 - 5 いわゆる買収防衛策]

当社は、株主構成が安定しているので、いわゆる買収防衛策を導入しておりません。買収防衛の効果をもたらすことを企図してとられる方策は、経営陣・取締役会の保身を目的としません。その導入・運用については、取締役会・監査役は、株主に対する受託者責任を全うする観点から、その必要性・合理性をしっかりと検討し、適正な手続を確保するとともに、株主に十分な説明を行うように努めます。

[補充原則1 - 5 株式公開買付けを受けた場合の取締役会の説明責任]

当社は、自社の株式が公開買付けに付された場合には、取締役会としての考え方(対抗提案があればその内容を含む)を明確に説明するように努めます。また、株主が公開買付けに応じて株式を手放す権利を不当に妨げる措置を講じません。

[原則1 - 6 株主の利益を害する可能性のある資本政策]

当社は、支配権の変動や大規模な希釈化をもたらす資本政策(増資、MBO等を含む)については、既存株主を不当に害することのないよう、取締役会・監査役は、株主に対する受託者責任を全うする観点から、その必要性・合理性をしっかりと検討し、適正な手続を確保するとともに、株主に十分な説明を行うように努めます。

[原則1 - 7 関連当事者間の取引]

当社は、役員や主要株主等との取引(関連当事者間の取引)を行う場合には、そうした取引が会社や株主共同の利益を害することのないよう、また、そうした懸念を惹起することのないよう、取締役会は、あらかじめ、取引の重要性やその性質に応じた適切な手続を定めてその枠組みを開示すると共に、その手続を踏まえた監視(取引の承認を含む)を行うように努めます。また、関連当事者取引について行なわれた場合には、有価証券報告書等にその内容を記載致します。

[基本原則2 株主以外のステークホルダーとの適切な協働]

当社は企業活動の健全性、効率性及び透明性を高めるために、企業情報を適時適切に開示します。

加えて、当社は、飲食店の開業や経営を多方面からサポートする“飲食店プロデュースのリーディングカンパニー”です。飲食店開業に必要な厨房機器や備品等の提案はもちろん、不動産、内装、経営支援など、飲食店経営の全てをサポートできるのが当社の強みとなります。

年間約2万件の飲食店を手掛けている支援実績があり、飲食店のことならどんなことでも答えられるプロフェッショナル集団、“ドクターDrテンボス”を目指して全国展開をしており、ステークホルダーの立場の尊重について取組んでおります。

[原則2 - 1 中長期的な企業価値向上の基礎となる経営理念の策定]

当社は自らが担う社会的な責任についての考え方を踏まえ、様々なステークホルダーへの価値創造に配慮した経営を行いつつ中長期的な企業価値向上を図り、こうした活動の基礎となる経営理念を策定しております。

[原則2 - 2 会社の行動基準の策定・実践]

当社は、企業理念「テンボスはフードビジネスプロデューサーとして大手の荒波を受ける中小飲食店のための防波堤となり、共に成長していくことを目指す」、「テンボスは自ら助くる者を助く」に基づき、ステークホルダーとの適切な協働やその利益の尊重、健全な事業活動倫理などについて、行動指針として「テンボス精神17ヶ条」を定めており、当社従業員が従うべき行動指針として、実践しております。

[補充原則2 - 2 行動準則の遵守確認]

当社は、行動指針が広く実践されているか否かについて、適宜または定期的にレビューを行っております。その際には、形式的な遵守確認に終始するのではなく、実質的に行動指針の趣旨・精神を尊重する企業文化・風土が存在するか否かに重点を置いております。

〔原則2 - 3 社会・環境問題をはじめとするサステナビリティを巡る課題〕

当社は、社会・環境問題をはじめとするサステナビリティを巡る課題について、適切な対応を行うように努めております。

〔補充原則2 - 3 サステナビリティを巡る課題に対する取組み〕

当社取締役会は、資源の資源を無駄遣いしない、リデュース・リユース・リサイクルに積極的に取り組み、人権の尊重、従業員の健康・労働環境への配慮や公正・適切な処遇、取引先との公正・適正な取引、自然災害等への危機管理など、サステナビリティを巡る課題への対応は、リスクの減少のみならず収益機会にもつながる重要な経営課題であると認識し、中長期的な企業価値の向上の観点から、これらの課題に積極的に取り組んでおります。今後は気候変動などが当社の事業活動や収益に与える影響についても意識した経営計画を策定するように努めます。

例えば各展示場、広い倉庫へは冷暖房は不使用とし、かつ本部においても外気温が決められた温度にならなければエアコンを入れない、とか、蛍光灯には一つ一つもをばら下げ、人のいない場所は消すとか、名刺も転勤、転籍においても前任地での名刺を使い切るまでは新任地の住所の横版を裏面に押して使用させる、議決権行使書への個人情報保護シールの廃止等取り組んでいます。

〔原則2 - 4 女性の活躍促進を含む社内の多様性の確保〕

当社は、社内に異なる経験・技能・属性を反映した多様な視点や価値観が存在することは、会社の持続的な成長を確保する上での強みとなり得る、との認識に立ち、定年制を廃止し(当グループ会社最高齢正社員は78歳、パート社員は84歳です)、事業拡大に合わせ、性別、国籍、年齢に関係なく経験・能力等に基づき、積極的に中途採用を行っております。

例えば、女性役員の一人は、もともと業務委託社員として採用された者でしたが、その能力を重視し2年前から当社取締役に抜擢しています。

〔補充原則2 - 4 人材の多様性確保に向けた方針・実施状況の開示〕

当社は、定年制を廃止し、事業拡大に合わせ、性別、国籍、年齢に関係なく経験・能力等に基づき、積極的に中途採用を行ってきた背景があります。そのため、「女性」、「外国人」、「中途採用者」に特化した管理職への登用に関する施策・目標設定を行う状況にないと認識しております。また、中長期的な企業価値の向上に向けた人材戦略の重要性に鑑み、多様性の確保に向けた人材育成方針と社内環境整備方針をその実施状況と併せて開示します。2021年12月末現在、女性役員は1名(全取締役・監査役に占める比率 12.5%)です。

全グループ社員1,354名の内、外国籍の社員が59名(4.4%)います。

〔原則2 - 5 内部通報〕

当社は、従業員等が、不利益を被る危険を懸念することなく、違法または不適切な行為・情報開示に関する情報や真摯な疑念を伝えることができるよう、また、伝えられた情報や疑念が客観的に検証され適切に活用されるよう、内部通報に係る適切な体制整備を行っております。取締役会は、こうした体制整備を実現する責務を負うとともに、その運用状況を監督しております。)

〔補充原則2 - 5 経営陣から独立した内部通報窓口の設置〕

当社は法令上、疑義のある行為等について社員が直接情報提供を行う手段としてホットラインを設置・運営しております。当該窓口は内部監査室および管理部とし、適宜取締役会および監査役会に報告しております。さらに外部コンサル会社と年間契約を結び社員全てに通報の仕方の案内文を見やすいところへ掲示するとともに、給与明細のコメント欄にその旨を記載し、周知徹底を図っています。

〔原則2 - 6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮〕

当社においては、本報告書の更新日現在、企業年金に該当するものではありません。

〔基本原則3、適切な情報開示と透明性の確保〕

当社は、適切な情報開示を行うとともに、法令に基づく開示以外にも、積極的に開示を行い、当社グループ各社の企業価値を積極的に伝えております。また、外部会計監査人による適正な監査体制を確保し、透明性の確保にも積極的に努めております。開示にあたっては、正確で利用者にとって分かりやすく、情報として有用性の高いものとなるよう努めております。

〔原則3 - 1 情報開示の充実〕

当社は、法令に基づく開示を適切に行うことに加え、会社の意思決定の透明性・公正性を確保し、実効的なコーポレートガバナンスを実現するとの観点から、(本コードの各原則において開示を求めている事項のほか、)以下の事項について開示し、主体的な情報発信を行っております。

- () 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画
- () 本コードの諸原則を踏まえた、ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
- () 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬決定の方針と手続
- () 取締役会が経営陣幹部・取締役・監査役候補の選解任・指名の方針と手続
- () 個々の経営陣幹部・取締役・監査役の選解任・指名についての説明

〔補充原則3 - 1 付加価値の高い記載による情報開示〕

当社は、開示資料の記述については、財政状態及び経営成績に影響を与える要素についての当社経営者の説明、将来における企業の財政状態及び経営成績に良い悪いにかかわらず重要な影響を与えると予想される要素と傾向についての評価を提供し、投資家に当社を理解しやすい情報の提供に努めております。

〔補充原則3 - 1 サステナビリティについての取組みの開示〕

当社は、経営戦略の開示に当たり、自社のサステナビリティについての取組みを開示しております。具体的には、当社は飲食店、仕出し給食等フードサービス業向け厨房機器の新品及び中古品の再生販売、店舗用テーブル、椅子、カウンター等及び店内装飾品等の再生販売を主力事業とし、まさに、資源を無駄遣いしない、リデュース・リユース・リサイクルに取り組んでおります。

今後は、気候変動などが当社の事業活動や収益に与える影響についても意識した経営計画を策定するように努めます。

〔原則3 - 2 外部会計監査人〕

会計監査人(大有監査法人)及び当社は、会計監査人が株主・投資家に対して責務を負っていることを認識し、適正な監査の確保に向けて適切な対応を行っております。

〔補充原則3 - 2 監査役会による外部会計監査人の評価〕

当社監査役会は、

- () 会計監査人候補を適切に選定し、会計監査人を適切に評価するための基準を策定しております。
- () 会計監査人に求められる独立性と専門性を有しているか否かについての確認を行っております。

〔補充原則3 - 2 監査の品質確保のための取締役会及び監査役会の対応〕

当社取締役会及び監査役会は、

- () 高品質な監査を可能とする十分な監査時間の確保を行っております。

- () 会計監査人から経営陣幹部へのアクセス(面談等)を確保し、定期的に面談を行っております。
- () 会計監査人と監査役(監査役会への出席を含む)、内部監査部門や社外取締役との十分な連携の確保を行っております。
- () 会計監査人が不正を発見し適切な対応を求めた場合や、不備・問題点を指摘した場合の会社側の対応体制の確立を行っております。

〔基本原則4、取締役会等の責務〕

当社取締役会は、当社の持続的成長と中長期的な企業価値向上のために、建設的な議論を行い、戦略的な方向付けを行い、適切なリスク管理を行っております。また、独立性と専門性をもった社外取締役ならびに監査役会をおき、実効性の高い監督体制を整えております。

〔原則4-1 取締役会等の役割・責務(1)〕

当社取締役会は、会社の目指すところ(経営理念等)を確立し、戦略的な方向付けを行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、具体的な経営戦略や経営計画等について建設的な議論を行い、重要な業務執行の決定を行う場合には、上記の戦略的な方向付けを踏まえ、重要な経営判断を行っております。

〔補充原則4-1 経営陣への委任範囲の明確化と概要の開示〕

当社取締役会は、取締役会自身として何を判断・決定し、何を経営陣に委ねるのかに関連して、経営陣に対する委任の範囲を明確に定め、その概要を開示しております。

〔補充原則4-1 中期経営計画のコミットメント〕

当社取締役会・経営陣幹部は、中長期経営戦略も株主に対するコミットメントの一つであるとの認識に立ち、その実現に向けて最善の努力を行っております。仮に、中長期経営戦略が目標未達に終わった場合には、その原因や自社が行った対応の内容を十分に分析し、株主に説明を行うと共に、その分析結果を次期以降の計画に反映しております。

〔原則4-2 取締役会等の役割・責務(2)〕

当社取締役会は、経営陣幹部による適切なリスクテイクを支える環境整備を行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、経営陣からの健全な企業家精神に基づく提案を歓迎しつつ、説明責任の確保に向けて、そうした提案について独立した客観的な立場において多角的かつ十分な検討を行うとともに、承認した提案が実行される際には、経営陣幹部の迅速・果断な意思決定を支援しております。また、経営陣の報酬については、中長期的な会社の業績や潜在的风险を反映させ、健全な企業家精神の発揮に資するようなRS(譲渡制限付株式)などインセンティブ付けを行っております。

〔補充原則4-2 業績連動報酬、株式報酬の適切な割合の設定〕

当社取締役会は、経営陣の報酬が持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能するよう、客観性・透明性ある手続に従い、報酬制度を設計し、具体的な報酬額を決定しております。その際、中長期的な業績と連動する報酬の割合や、現金報酬と自社株報酬(ストックオプション、RS)との割合を適切に設定しております。

〔補充原則4-2 サステナビリティを巡る取組みに関する方針の策定・監督〕

当社取締役会は、中長期的な企業価値の向上の観点から、自社のサステナビリティを巡る取組みについて基本的な方針を策定しております。また、人的資本・知的財産への投資等の重要性に鑑み、これらをはじめとする経営資源の配分や、事業ポートフォリオに関する戦略の実行が、企業の持続的な成長に資するよう、実効的に監督を行っております。

〔原則4-3 取締役会等の役割・責務(3)〕

当社取締役会は、独立した客観的な立場から、経営陣・取締役に対する実効性の高い監督を行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、適切に会社の業績等の評価を行い、その評価を経営陣幹部の人事に適切に反映しております。また、取締役会は、適時かつ正確な情報開示が行われるよう監督を行うとともに、内部統制やリスク管理体制を適切に整備しております。さらに、取締役会は、経営陣・支配株主等の関連当事者と会社との間に生じ得る利益相反を適切に管理しております。

〔補充原則4-3 経営陣幹部の公正かつ透明性の高い選解任〕

当社取締役会は、経営陣幹部の選任や解任について、会社の業績等の評価を踏まえ、公正かつ透明性の高い手続に従い、適切に実行しております。

〔補充原則4-3 客観性・適時性・透明性のある手続による最高経営責任者の選任〕

当社取締役会は、CEOの選任は、会社における最も重要な戦略的意思決定であることを踏まえ、客観性・適時性・透明性ある手続に従い、十分な時間と資源をかけて、資質を備えたCEOを選任しております。

4～5年に一度、社長のいす争奪戦を行います。これは社内、時には社外からも能力ある人間を選定し、約半年をかけ、あらかじめ決められた5つほどのテーマに従ってその能力発揮度を競うものです。現役代表者が参加する場合もあります。既に過去3回実施しています。

〔補充原則4-3 リスク管理体制の整備〕

当社グループは、常にベンチャー企業精神のもとに営業活動にまい進しております。しかしながら、急速な事業環境の変化に適応しつつ、持続的な成長を維持していくためには、内部管理体制の強化も重要であると考えております。

こうしたことを踏まえ、当社取締役会は内部統制の実効性を高めコーポレート・ガバナンスを充実していくことにより、リスク管理の徹底とともに業務の効率化を図っております。加えて、新型コロナウイルス感染症の拡大防止など、当社グループが将来にわたって安定的・継続的に収益を確保するため、事業環境の変化に対して迅速・柔軟かつ的確な対応を実施しております。

〔原則4-4 監査役及び監査役会の役割・責務〕

当社監査役及び監査役会は、取締役の職務の執行の監査、監査役・会計監査人の選解任や監査報酬に係る権限の行使などの役割・責務を果たすに当たって、株主に対する受託者責任を踏まえ、独立した客観的な立場において適切な判断を行っております。また、監査役及び監査役会に期待される重要な役割・責務には、業務監査・会計監査をはじめとするいわば「守りの機能」であり、こうした機能を含め、その役割・責務を十分に果たすためには、自らの守備範囲を過度に狭く捉えることは適切でなく、能動的・積極的に権限を行使し、取締役会においてあるいは経営陣に対して適切に意見を述べております。

〔補充原則4-4 監査役会の高い実行性の確保と社外取締役との連携〕

当社監査役会は、会社法により、その半数以上を社外監査役とすること及び常勤の監査役を置くことの双方が求められていることを踏まえ、その役割・責務を十分に果たすの観点から、前者に由来する強固な独立性と、後者が保有する高度な情報収集力とを有機的に組み合わせることで実効性を高めております。また、監査役または監査役会は、社外取締役が、その独立性に影響を受けることなく情報収集力の強化を図ることができるよう、社外取締役との連携を確保しております。

〔原則4-5 取締役・監査役等の受託者責任〕

当社取締役・監査役及び経営陣は、株主に対する受託者責任を認識し、ステークホルダーとの適切な協働を確保しつつ、会社や株主共同の利益のために行動しております。

〔原則4-6 経営の監督と執行〕

当社は、取締役会による独立かつ客観的な経営の監督の実効性を確保すべく、業務の執行には携わらない、業務の執行と一定の距離を置く取締役を活用しております。現在、取締役5名のうち、実務に携わっている取締役は4名です。

〔原則4-7 独立社外取締役の役割・責務〕

当社は、独立社外取締役には、特に以下の役割・責務を果たすことが期待されることに留意しつつ、その有効な活用を図っております。

- () 経営の方針や経営改善について、自らの知見に基づき、会社の持続的な成長を促し中長期的な企業価値の向上を図る観点からの助言
- () 経営陣幹部の選解任その他の取締役会の重要な意思決定を通じた経営の監督
- () 会社と経営陣・支配株主等との間の利益相反の監督
- () 経営陣・支配株主から独立した立場で、少数株主をはじめとするステークホルダーの意見を取締役会に適切に反映させること

〔補充原則4-8 独立社外取締役の情報交換・認識共有〕

当社独立社外取締役は、取締役会における議論に積極的に貢献するとの観点から、独立した客観的な立場に基づく情報交換・認識共有を独立社外監査役と図っております。

〔補充原則4-8 独立社外取締役の経営陣・監査役との連携〕

当社独立社外取締役は、経営陣との連絡・調整や監査役または監査役会との連携に係る体制整備を図っております。また、監査役監査の結果を受け、内部監査室との協議・連絡を不定期に行うとともに、必要に応じ会計監査人との意見交換及び情報交換を適宜行うことにより、連携及び相互補完を図っております。

また、議題の定まった取締役会の場以外でも意見交換などを行うため若手を除いた「環七会」を取締役会の日の夕方5時ころより食事会を行っています。

〔原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質〕

当社取締役会は、金融商品取引所が定める独立性基準を踏まえ、独立社外取締役となる者の独立性をその実質面において担保することに主眼を置いた独立性判断基準を策定・開示しております。また、取締役会は、取締役会における率直・活発で建設的な検討への貢献が期待できる人物を独立社外取締役の候補者として選定するよう努めております。

〔原則4-10 任意の仕組みの活用〕

当社は現在、監査役会設置会社であります。今後は、会社法が定める会社の機関設計のうち会社の特性に応じて最も適切な形態を採用するに当たり、必要に応じて任意の仕組みを活用することにより、統治機能の更なる充実を図るべく検討を進めております。

〔原則4-11 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件〕

当社取締役会は、その役割・責務を果たすための知識・経験・能力を全体としてバランス良く備え、ジェンダーや国際性、職歴、年齢の面を含む多様性と適正規模を両立させる形で構成されるように努めます。また、監査役には、上場企業金融機関出身者、代表取締役経験者、取締役経験者など適切な経験・能力及び必要な財務・会計・法務に関する知識を有する者が選任されるように、特に、財務・会計に関する十分な知見を有している者を選任しております。取締役会は、取締役会全体としての実効性に関する分析・評価を行うことなどにより、その機能の向上を図っております。

〔補充原則4-11 取締役・監査役の兼任状況〕

当社社外取締役・社外監査役をはじめ、取締役・監査役は、その役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を取締役・監査役の業務に振り向けております。こうした観点から、取締役・監査役が他の上場会社の役員を兼任する場合には、その数は合理的な範囲にとどめ、その兼任状況を毎年開示しております。

〔原則4-12 取締役会における審議の活性化〕

当社取締役会は、社外取締役による問題提起を含め一人最低1回は発言する場を設ける等、自由闊達で建設的な議論・意見交換を尊ぶ気風の醸成に努めております。

〔補充原則4-12 取締役会における審議の活性化のための取扱い〕

当社取締役会は、会議運営に関する下記の取扱いを確保しつつ、その審議の活性化を図っております。

- () 取締役会の資料が、会日に十分に先立って配布されるようにすること
- () 取締役会の資料以外にも、必要に応じ、会社から取締役に対して十分な情報が(要点を把握しやすいように整理・分析された形で)提供されるようにすること
- () 年間の取締役会開催スケジュールや予想される審議事項について決定しておくこと
- () 審議項目数や開催頻度を適切に設定すること
- () 審議時間を十分に確保すること

〔原則4-13 情報入手と支援体制〕

当社取締役・監査役は、その役割・責務を実効的に果たすために、能動的に情報を入手しております。また、必要に応じ、会社に対して追加の情報提供を求めています。また、取締役会・監査役会は、各取締役・監査役が求める情報の円滑な提供が確保されているかどうかを確認しております。

〔補充原則4-13 会社からの必要な情報の入手〕

当社社外取締役を含む取締役は、透明・公正かつ迅速・果敢な会社の意思決定に資するとの観点から、必要と考える場合には、会社に対して追加の情報提供を求めています。また、社外監査役を含む監査役は、法令に基づく調査権限を行使することを含め、適切に情報入手を行っております。

〔補充原則4-13 外部専門家の助言の入手〕

当社取締役・監査役は、必要と考える場合には、会社の費用において外部の専門家の助言を得ております。

〔補充原則4-13 内部監査部門と取締役・監査役との連携の確保〕

当社取締役会及び監査役会の機能発揮に向け、内部監査室がこれらに対しても適切に直接報告を行う仕組みを構築すること等により、内部監

査室と取締役・監査役との連携を確保しております。また、例えば、社外取締役・社外監査役の指示を受けて会社の情報を適確に提供できるよう社内との連絡・調整にあたる者の選任など、社外取締役や社外監査役に必要な情報を適確に提供するための工夫を行っております。

〔原則4 - 14 取締役・監査役の特レーニング〕

新任者をはじめとする取締役・監査役は、上場会社の重要な統治機関の一翼を担う者として期待される役割・責務を適切に果たすため、その役割・責務に係る理解を深めるとともに、OJTを含め、必要な知識の習得や適切な更新等の研鑽に努めております。特に、重要な法令の改正、会計規則の変更などがあった場合には、随時勉強会を開催しております。このため、個々の取締役・監査役に適した特レーニングの機会の提供・斡旋やその費用の支援を行い、取締役会は、こうした対応が適切にとられているか否かを確認しております。

〔補充原則4 - 14 取締役・監査役としての知識等の取得〕

当社社外取締役・社外監査役を含む取締役・監査役は、就任の際には、会社の事業・財務・組織等に関する必要な知識を取得し、取締役・監査役に求められる役割と責務(法的責任を含む)を十分に理解する機会を得ており、就任後においても、必要に応じ、これらを継続的に更新する機会を得ております。

〔補充原則4 - 14 取締役・監査役の特レーニング方針の開示〕

当社は、取締役・監査役に対する特レーニングの方針については、OJTを含め周知徹底を図っております。特に、重要な法令の改正、会計規則の変更などがあった場合には、随時勉強会を開催しております。

〔基本原則5、株主との対話〕

当社は、株主総会以外の場においても、IR担当者をおき、株主との積極的な対話を行っております。また、当社の経営方針を分かりやすく説明するとともに、株主の声にも前向きに対応しております。

〔原則5 - 1 株主との建設的な対話に関する方針〕

当社は、株主からの対話(電話、メールでのやり取りを中心とし、時には面談形式も行う)の申込みに対しては、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、合理的な範囲で前向きに対応しております。取締役会は、株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針を検討・承認し、開示しております。

〔補充原則5 - 1 株主との対話の対応者の合理的な範囲〕

当社は、株主との実際の対話(面談)の対応者については、株主の希望と面談の主な関心事項も踏まえた上で、合理的な範囲で、取締役管理部長の指示のもと管理部及びIR担当者が面談に臨むことを基本としております。

〔補充原則5 - 1 株主との建設的な対話を促進するための方針〕

- 当社は、株主との建設的な対話を促進するための方針には、以下の点を記載しております。
- () 株主との対話全般について、下記()～()に記載する事項を含めその統括を行い、建設的な対話が実現するように目配りを行う経営陣または取締役の指定
 - () 対話を補助する社内のIR担当、経営企画、総務、財務、経理、法務部門等の有機的な連携のための方策
 - () 個別面談以外の対話の手段(例えば、投資家説明会やIR活動)の充実に関する取組み
 - () 対話において把握された株主の意見・懸念の経営陣幹部や取締役会に対する適切かつ効果的なフィードバックのための方策
 - () 対話に際してのインサイダー情報の管理の方策

〔補充原則5 - 1 株主構成の把握〕

当社は必要に応じ、自らの株主構成の把握に努めております。株主も、こうした把握作業にできる限り協力頂けるように努めております。

〔原則5 - 2 経営戦略や経営計画の策定・公表〕及び

〔補充原則5 - 2 経営戦略等の策定・公表〕

当社の中長期的な経営戦略として、当社グループは売上高1,000億円、時価総額1,000億円企業を目指すこととし、その実現のため、業務用中古厨房機器の会社として圧倒的1位を確立する
ネット通販およびWEB事業を次世代の中核と位置づけ人材と資金を投入する
情報・サービス事業の収益を最大化させる子会社のプロ化
飲食事業の拡大
を大きな戦略として掲げ、経常利益率10%以上を維持することを重視し、売上および利益の拡大を目指しております。
今後も、「事業ポートフォリオに関する基本的な方針」の策定と見直し状況についてならびに、経営資源の配分等に関する具体的な実行内容について、取締役会を中心に議論・確認・検討し、開示して参ります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
有限会社あさしお	1,928,097	16.19
森下 篤史	1,856,500	15.59
フクシマガリレイ株式会社	960,000	8.06
株式会社マルゼン	510,000	4.28
長谷川 朋子	444,100	3.73
森下 壮人	442,800	3.72
山田 暁子	424,000	3.56

森下 潔子	422,000	3.54
森下 和光	400,800	3.36
テンポスバスターズ従業員持株会	73,800	0.62

支配株主(親会社を除く)の有無	森下 篤史
親会社の有無	なし

補足説明 **更新**

(注)1.当社は自己株式を2,412,149株所有しておりますが、議決権がないため、上記の大株主から除外しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	4 月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

森下篤史氏は、その近親者および近親者等が議決権の過半数を所有する会社を含め、当社発行株式総数の過半数を所有しており支配株主にあたります。

支配株主との取引においては、他の取引と同様に透明性を保ち、少数株主の利益を尊重し、適正な手続きを行っており、コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情はありません。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情 **更新**

- (1) グループ経営に関する考え方及び方針
当社のグループ会社に対する出資は、直接または間接的に株式の全てを保有することを原則とし、子会社が独立して事業を営み上場を決められる時期までは可能な限り完全子会社化を目指すこととしています。
当社グループ子会社は小規模ながらグループ力を生かしその中で独自の販売方式、独自の商品開発を行っております。これらの独自性を基に成長していく過程でその企業の独立性が棄損される恐れのないことが確認され、かつ上場により、より大きく発展できると判断される子会社につきましては上場も一つの視野に入れた方策と考えております。
- (2) 一方、グループ会社の事業の独自性や、当該事業領域でのブランド力、独自の企業文化、意思決定の迅速性などの観点などから、高い独立性を保持することが合理的と判断し、上場を維持しているグループ会社が1社(株式会社あさくま(以下、「あさくま」))存在します。
A. 株式会社あさくま … 東京証券取引所市場JASDAQ上場。
当社は議決権を50.8%(2021年4月30日現在)保有
B. 上場子会社を有する意義
・当社グループは、飲食店に向けた物販及び飲食店をサポートするドクターテンポス事業を行っております。「あさくま」はレストラン事業を中心とした飲食店を運営する会社であり、ドクターテンポス事業に必要となる飲食店経営のノウハウを有しております。
・この観点から、同社を保有することは、当社グループ全体の企業価値の最大化に貢献しており、十分なシナジー効果を有していると考えます。
加えて、同社を上場会社として維持することは、同社社員のモチベーション維持・向上および優秀な人材の採用に資するため、十分な合理性があると考えています。
- (3) 上場子会社のガバナンス体制の実効性確保に関する方策
当社と上場子会社の一般株主との間に利益相反リスクがあることを踏まえ、「あさくま」の独立した意思決定を担保するため、以下の方策を通じ、実効的なガバナンス体制を構築しています。
A. 「あさくま」の経営判断の最終意思決定機関は同社取締役会であり、上場会社のガバナンスの基本である「株主の平等性」は確保されています。当社は開示義務等に対応するため、当社の株主総会の議決権行使に関わるもの、当社の適時開示に影響を与えるもの、当社連結財務諸表に重要な影響を与えるものに限定して、「あさくま」に事前報告を求めています。

- B.「あさくま」は少数株主保護の観点から、一般株主との間で利益相反が生じるおそれのない独立性を有する社外役員5名(社外取締役2名、社外監査役3名)を選任し、選任にあたっては東京証券取引所の独立性に関する判断基準等を参考にしております。なお、「あさくま」の取締役会は4名で構成され、親会社(当社)から派遣している取締役はなく、一般株主との間で利益相反がないよう取締役会の独立性を確保しています。
- C.「あさくま」は、当社グループの中で飲食店を経営するグループ会社と位置づけられており、当社グループに対して、飲食店経営のノウハウ等を提供していますが、当社グループに属する他の各事業と類似しないため、同社の事業活動に関する経営判断の独立性は確保されています。また、「あさくま」における、当社グループとの取引に関する価格や取引条件の決定については、市場価格等を勘案し、「あさくま」取締役会での決議を経て決定しており、一般株主の権利は保護されていると考えています。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
福島 裕	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

福島 裕	○	_____	福島裕氏は、長年にわたりフクシマガリレイ株式会社の代表取締役社長を務められており、経営者としての豊富な知識と幅広い見識をもとに当社の経営を監督して頂くとともに、その知識・経験等を当社の経営に活かして頂きたいため、社外取締役として選任しております。また、当社との特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反関係が生じるおそれはありませんので、その独立性は十分に確保されていると判断し、独立役員として指定しております。
------	---	-------	---

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

当社は、代表取締役社長直轄の内部監査室を設置しており、監査役と連携を取りながら、業務監査計画に基づいて監査を実施しております。また、内部監査室は法令遵守や内部統制の有効性等について監査を行い、代表取締役に報告しております。なお、内部監査室は、監査役と毎月打ち合わせを行っており、会計監査人とは、四半期ごとに打ち合わせを行っております。

監査役会は、常勤監査役2名、非常勤監査役1名、そのうち2名が社外監査役であることから独立性の高い客観的な立場から経営の監査を行う体制となっております。また、取締役会に出席し、取締役の業務執行を監督するとともに、監査役会を毎月開催し、監査情報の共有を図り、リスク管理、コンプライアンス、事業及び財務報告の信頼性の確保、内部統制及び安全対策を監督できる体制をとっております。

監査役は、会計監査人より監査計画を事前に受領し、監査方針について意見交換を行っており、監査の方法や結果について定期的に会計監査人より報告を受けております。

監査役、会計監査人、内部監査部門である内部監査室の三者により、四半期毎に監査内容や当社の課題事項について情報交換を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
樋口 宣行	他の会社の出身者													
前坂 典弘	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目
 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」
 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 d 上場会社の親会社の監査役

- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
樋口 宣行	○	当社に勤務経験はありません。	樋口宣行氏は、長年に亘る事業経営と企画運営の経験を活かし、当社の監査業務をこなす能力を保有しているため、社外監査役として選任しております。なお、当社との特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反関係が生じるおそれはありませんので、その独立性は十分に確保されていると判断し、独立役員として指定しております。
前坂 典弘	○	当社に勤務経験はありません。	前坂典弘氏は、長きにわたり金融機関に在籍し、財務及び会計に関する知識を活かし、当社の監査業務をこなす能力を保有しております。また、持てる能力を発揮し当社の監査に反映していくことで、当社の監査体制を強化するものとし、社外監査役として選任しております。なお、当社との特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反関係が生じるおそれはありませんので、その独立性は十分に確保されていると判断し、独立役員として指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

当社の連結業績向上に対する意欲や士気を高めること及び当社子会社の中長期的な企業価値の向上に資することを目的として、ストックオプション制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者 	社内取締役、社外取締役、社外監査役、従業員、親会社の取締役、親会社の監査役、親会社の従業員、子会社の取締役、子会社の監査役、子会社の従業員、その他
---	---

該当項目に関する補足説明

当社の連結業績向上に対する意欲や士気を高めること及び当社子会社の中長期的な企業価値の向上に資することを目的として、ストックオプションの付与対象者を選定しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

当社の取締役及び監査役の報酬等の額は、社外取締役と社外監査役を区分した上で、それぞれの総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員報酬の決定に際しては、当社が持続的な成長を図っていくために、業績拡大及び企業価値向上に対する報奨として有効に機能することを目指しております。また、報酬額の水準につきましては、同業他社及び同規模の企業と比較の上、当社の業績に見合った水準を設定し、業績等に対する各取締役の貢献度に基づき報酬の額を決定しております。なお、当社の役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は、取締役会に一任されております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役ならびに社外監査役への情報提供等に係るサポート体制は、当社の管理部が行っております。また、取締役会の開催にあたっては、事前に議題、議案及び報告資料を社外取締役ならびに社外監査役を含む全ての役員に通知し周知しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

- (1) 業務執行
- 当社の取締役会は、業務執行状況の監督及び経営上の重要事項についての意思決定機関として、原則として月1回開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営判断の迅速化を図っております。また、当社の取締役は、当社グループの経営幹部が参加する戦略会議を月に1度開催しており、コンプライアンスの確保、事業及び財務報告の信頼性の確保ならびにリスク管理という観点から内部統制の充実に努めております。
- (2) 監査・監督
- A. 当社の各監査役は、内部監査室との連携のもと内部統制システムの監視・検証をするとともに、監査役会の定めた監査方針及び監査計画に基づき、取締役会への出席や監査役会の開催の他、その他の重要な会議及び打ち合わせへの出席、子会社並びに当社各店舗への訪問調査、内部監査室からの聴取を実施し、取締役等の職務の執行を監視しております。監査役会は常勤監査役12名、非常勤監査役21名の計33名で構成されており、その内2名が社外監査役であることから独立性の高い客観的な立場から経営の監査を行う体制となっております。
- B. 当社は内部監査部門として、社長直属の内部監査室を設置し、業務執行の正当性及び法令遵守の徹底を図るとともに内部統制機能の向上に取り組んでおり、当社及びグループ各社の営業部門ならびに管理部門の監査をおこなっております。内部監査室は、その監査計画及び方針について監査役会と事前に協議し、監査役監査と連携を行うとともに内部統制システムの整備にも注力しております。また、顧問契約を締結している弁護士法人から、必要に応じアドバイスを受けております。
- C. 会計監査人監査は、有限責任大有監査法人に依頼し、通常の会計監査を受けており、その過程において経営上の課題等についてもアドバイスを受けております。また、当社からあらゆる情報・データを提供し、迅速・正確な監査が実施しやすい環境を整備しております。業務を監査した公認会計士の氏名は次のとおりであります。
- ・指定有限責任社員 業務執行社員 坂野 英雄氏
- ・指定有限責任社員 業務執行社員 鴨田 真一郎氏
- それぞれ継続監査年数は、7年以内であります。
- なお、当社と上記監査法人または業務執行社員との間に利害関係はありません。
- (3) 指名、報酬決定
- A. 当社は指名委員会・報酬委員会は設置していません。
- B. 但し、取締役の個人別の報酬等については、その内容に係る決定方針を役員報酬規程に基づき、株主総会で決定された報酬の範囲内で、

当社取締役求められる能力、責任や将来の企業価値向上に向けた職責、役位、在任年数等を考慮し、これまでの経歴、職歴や職務等を勘案しつつ、適正な報酬額を決定することとしております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、会社法に基づく機関として、株主総会及び取締役会、監査役会及び会計監査人を設置しております。当社の社外取締役は、業務執行に対する監督を強化することおよび会社経営に対する幅広い助言を与えること等の役割を担い、一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立性を有しており、会社経営等の経験や深い見識を有しています。監査役会設置に加え、上記の社外取締役を選任していることも踏まえ、当社は、現状の体制により当社のコーポレート・ガバナンスが十分に機能していると考えておりますが、経営環境の変化を踏まえて、最適なコーポレート・ガバナンス体制を構築すべく、継続的な改善を図って参ります。これらの各機関の相互連携により、経営の健全性、効率性及び透明性が確保できるものと認識しているため、現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択しております

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
電磁的方法による議決権の行使	今後対処すべき課題であると認識しております。
その他	当社ホームページにおいて、株主総会招集ご通知の掲載をしております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	本決算と第2四半期決算の2度、日本証券アナリスト協会にて開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページIR情報において、決算短信 決算説明資料 適時開示資料等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	広報が担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、飲食店の開業や経営を多方面からサポートする“飲食店プロデュースのリーディングカンパニー”です。飲食店開業に必要な厨房機器や備品等の提案はもちろん、不動産、内装、経営支援など、飲食店経営の全てをサポートできるのが当社の強みとなります。年間約2万件の飲食店を手掛けている支援実績があり、飲食店のことならどんなことでも答えられるプロフェッショナル集団、“Drテンパス”を目指して全国展開をしており、ステークホルダーの立場の尊重について取り組んでおります。
環境保全活動、CSR活動等の実施	中古厨房機器等の取り扱い業者として、資源の資源を無駄遣いしない、リデュース・リユース・リサイクルに積極的に取り組んでいる。また、省エネを徹底(必要最低限のエアコン使用等)している。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、企業活動の健全性、効率性及び透明性を高めるために、企業情報を適時適切に開示します。
その他	子会社の設立や増資時に、一定の条件を満たした当社の役員及び従業員、子会社の役員及び従業員、その他それらに準じた者に対して、出資の権利を与えております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

内部統制に関する方針

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり、当社の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制」という）を整備するための基本方針を下記のとおり定め、整備運用しております。

- 1. 取締役および執行役員ならびに使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制
企業倫理規定をはじめとするコンプライアンス体制にかかる規程を役職員が法令・定款および社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。また、その徹底を図るため、管理部においてコンプライアンスの取り組みを横断的に統括することとし、同部を中心に役職員教育を行う。内部監査室および管理部は、コンプライアンスの状況を監査する。これら活動は適宜取締役会および監査役会に報告されるものとする。法令上、疑義のある行為等について社員が直接情報提供を行う手段としてホットラインを設置・運営する。
- 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する事項
文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下、文書等という）に記録し、保存する。取締役および監査役は文書管理規程により常時、これらの文章等を閲覧できるものとする。
- 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ等に係るリスクについては、それぞれの担当部署にて、順次、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、組織の横断的リスク状況の監視及び全社対応は、管理部が行うものとする。新たに生じたリスクについては、取締役会において、速やかに対応責任者となる取締役を定める。
- 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役会は、取締役、社員が共有する全社的な目標を定め、業務担当取締役は、その目標達成のために各部門の具体的項目に基づき活動する。取締役会において、定期的に進捗状況をレビューし、改善を促していく。
- 5. 当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
グループの子会社毎の事業に関して責任を負う取締役を任命し、その取締役には法令順守体制、リスク管理体制を構築する権限と責任が与えられており、本社管理部はこれらを横断的に推進し、管理する。
- 6. 監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
当社は監査役を補助する使用人を置いてはませんが、必要に応じ、内部監査室所属の職員に、監査業務に必要な事項の調査等を依頼することができるものとし、監査役より監査業務に必要な調査等の依頼を受けた職員はその依頼に関して、取締役、内部監査担当等の指揮命令を受けないものとする。
- 7. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制
取締役または使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンス・ホットラインによる通報状況及びその内容を速やかに報告する体制を整備する。報告の方法（報告者、報告受領者、報告時期等）については、定期的に行う店舗チェック・管理チェックの報告を活用する。
- 8. その他監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役と代表取締役社長、管理部長、内部監査室長ならびに会計監査人との間で定期的な意見交換会を設定する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、社会の秩序や健全な事業活動に悪影響を及ぼす反社会的勢力との関係遮断に対する取り組みを、業務の適正を確保するために必要な法令等遵守及びリスク管理事項として位置づけております。反社会的勢力に対しては、毅然とした対応を取り、その関係を遮断し、その体制を整備しております。例えば、取引先との間で契約を締結する際には、取引先が反社会的勢力でないことの表明及び確約、反社会的勢力であることが判明した場合には、契約が解除できる旨の条項を盛り込んでおります。また、従業員等については、入社時に「反社会的勢力でないことの表明及び確約に関する同意書」の提出を義務付けております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

- 適時開示体制について
当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりであります。

開示方針

当社は、株主および投資家のみなさまに公正かつ正確な情報を提供するため、東京証券取引所が定める適時開示規則（以下「適時開示規則」といいます。）に準拠して、情報およびその他の重要な情報を適時に公開しております。また、当社企業グループに関する情報につきましても有用と判断した場合には、積極的に開示しております。

開示方法

適時開示規則に該当する情報の開示は、同規則に従い東京証券取引所への事前説明後T Dnetへ登録すると共に、当社のウェブサイトにて掲載しております。

社内体制

情報の集約および管理は、当社企業グループを含め、管理部が統括いたします。情報取扱責任者であるグループ管理部長は、有価証券上場規程等に定める投資判断に重要な影響を与える会社の業務、運営または業績に関する情報を認識した場合は、その旨を代表取締役役に報告すると共に、関係部門と協議しております。当該開示資料の作成は主に管理部が法令・規則等に準拠して作成し、すみやかに開示の手続きを行っております。開示資料は、関係部門と協議後、代表取締役役に提出し、取締役会の決議を経て適時、適切に開示しております。なお、当社では、会社情報を開示する際には、会社情報の内容により次のような体制をとっております。

1. 決定事実

重要な決定事実については、原則として毎月1回開催する定時取締役会において決定するほか、必要に応じてWebを利用した臨時取締役会を開催することにより迅速な決定を行っております。決定された重要事実については、適時開示規則に従い、開示の要否を情報取扱責任者が中心となって検討し、開示が必要となる場合には迅速に行うよう努めております。また、取締役会には監査役が出席し、さらに必要に応じて会計監査人による監査およびアドバイス、ならびに弁護士によるアドバイスを受けており、正確かつ公平な会社情報を開示することに努めております。

2. 発生事実

重要事実が発生したときは、所管部門の責任者が、当該事項を取締役に付議、報告いたします。コンプライアンスに関する事実については、月1回程度開催する、部門責

任者会議における報告会において審議後、取締役会に付議、報告します。報告された重要事実については、適時開示規則に従い、開示の要否を情報取扱責任者であるグループ管理部長が中心となって検討し、開示が必要となる場合には迅速に行うよう努めております。また、必要に応じて会計監査人ならびに弁護士による監査およびアドバイスを受け、正確かつ公平な会社情報を開示することに努めております。

3. 決算に関する情報

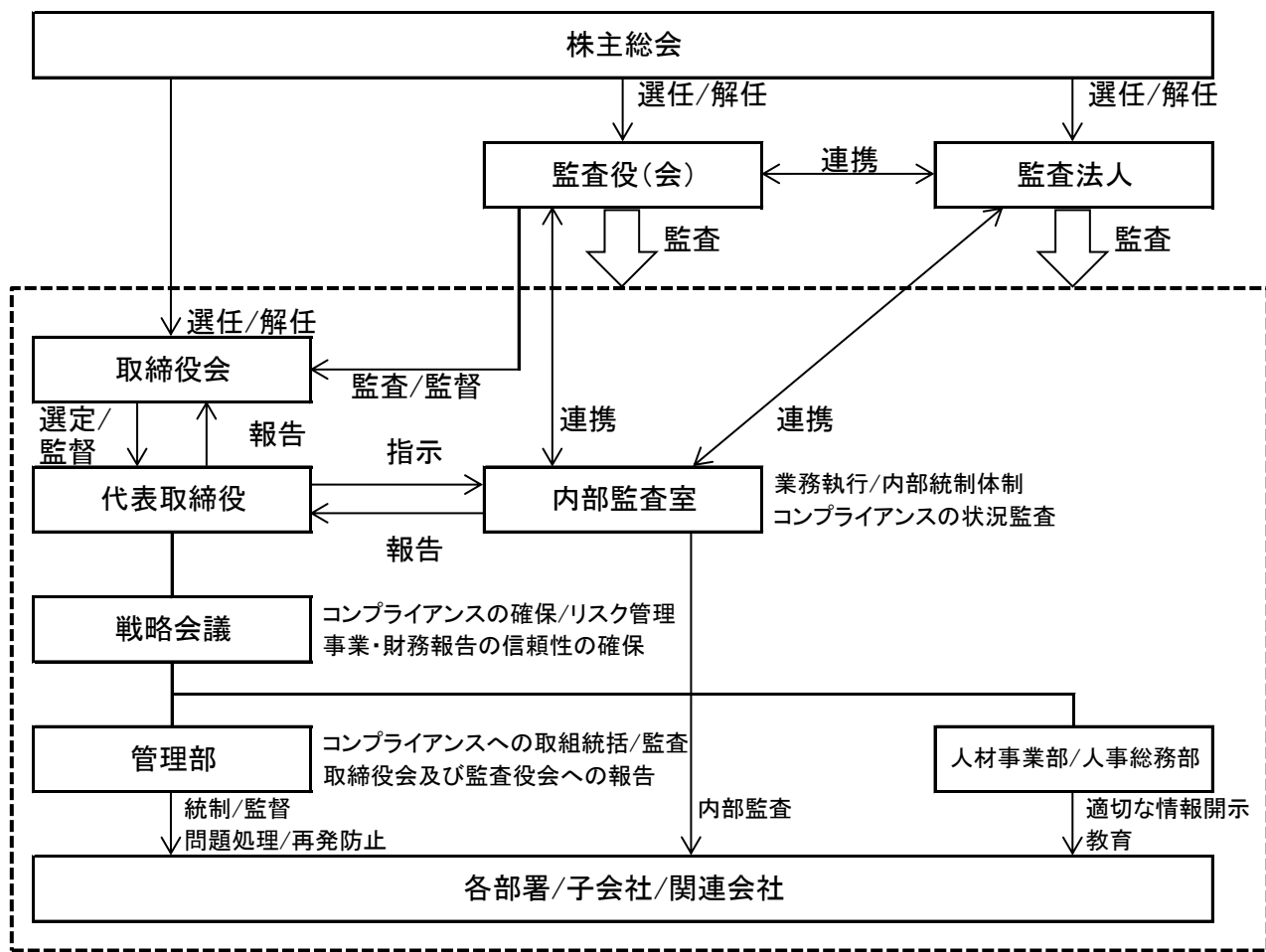
決算に関する情報につきましては、毎週各子会社から提出される、当月の着地予想の数値を基に、管理部と社長との打ち合わせを行っております。その上で常時、業績予想の修正の必要性について検討を行い、四半期・中間・期末決算日の翌月には決算発表数値の作成がなされております。会計監査法人による監査につきましては、財務経理担当部署の四半期、中間、期末の決算業務に平行して当該監査を受けており、決算に関する開示情報は全て取締役会において審議の上、承認を受け、当該取締役会開催日に決算情報を開示しております。なお、取締役会には監査役が出席しておりますが、監査役は別途、定期的に会計監査人と意見交換を行っております。また、内部監査室におきましても計画的に全ての部門を網羅した監査を実施しております。当社はこれらの体制構築により迅速で正確、かつ公平な決算情報の開示に努めております。

■ 情報管理について

当社企業グループの情報資産の管理については、「セキュリティポリシー」に基づき、「内部情報管理規定」「個人番号及び特定個人情報取扱規程」等情報管理の軸となる規程類を定め、マネジメントラインで情報管理を徹底するとともに、内部統制上、特に重要な業務プロセスについては、ITによる統制を行っております。

■ 啓蒙・指導について

コーポレート・ガバナンスの実効性を高めるために重要なことは、経営トップをはじめとして、当社企業グループの全役員、全社員がその重要性を認識することが必須であると考えております。そのため、管理部が中心となって、グループ会社を含めたコーポレート・ガバナンス体制の構築と啓蒙指導を行っております。コンプライアンスチェックシートによる毎月の自己点検を義務づけ、ルールの周知徹底と定着を図るとともに、リスクマネジメントの観点から取締役会をはじめ、ライン組織や内部監査室、法務担当部署によるモニタリングを実施し、事故の未然防止および再発防止に努めております。



<適時開示体制の概要>

